

学部授業内講演実施についての申合せ

平成25年5月15日
言語文化学部教授会決定
国際社会学部教授会決定

1. この申合せは、学部で開講する授業内で、講演を実施する場合において、特段の定めを必要とする事項について、定めることを目的とする。
2. 講演者の身分については、実施回数にかかわらず講演講師扱いとする。
3. 謝金単価については、授業内講演1回につき10,000円とする。
4. リレー講義内で謝金の支払いを必要とする場合は、授業計画時において、あらかじめとりまとめ教員が学部長の了承を得るものとする。
5. 上記の取り決めによりがたい場合は、とりまとめ担当教員から特段の事情説明を受けたうえで、学部長が判断するものとする。

附 記

この申合せは、平成25年4月1日から適用する。但し、2について、既に決定しているものについては、平成25年度はこの限りではない。